

2 5 再生資源の有効活用の促進について

(環境省、経済産業省)

【提言の内容】

産業廃棄物の不適正処理の防止を図るため、産業廃棄物等から製造された再生品が、市場に流通する前にその環境安全性を審査する制度を創設すること。

(背景)

- 廃棄物処理法においては、産業廃棄物等が再生利用される際に、その製品の環境安全性について事前に審査する制度がないため、実体として廃棄物である物が再生品と称して販売、使用され、結果的に環境中で有害物質が検出されるという事案については、事後的な対応にならざるを得ない状況にある。
- 特に本県では、近年、中間処理業者による建設汚泥の不適正処理、排出事業者によるリサイクル品に関する不適正処理等、産業廃棄物が都道府県・政令市の枠を超え、再生品と称して不適正に処理される事案が顕在化しており、広域的に対処する必要性が生じている。
- 本県では、平成20年4月に産業廃棄物や製造過程で生じる副産物を原材料として再生品を製造し、販売する際の環境安全性を事前に審査する制度を創設した。この制度に基づいて570件の再生品等の届出があり、104件について行政分析を行った結果、15件の再生品等について環境安全性に問題があったことなどから、これらを販売する事業者には指導、助言を行った。(平成21年8月末現在)
- このような状況を踏まえ、廃棄物の資源としての有効利用を促進しつつ、産業廃棄物の不適正処理の防止を全国的に図るためには、国において同様な制度を創設することが必要である。
- また、安全・安心なリサイクル品のより一層の普及と審査の公平性・透明性を図るために、リサイクル品の品質や環境安全性に関する規格を整備することが望まれる。

(参 考)

愛知県再生資源活用審査制度

